

政務活動費分科会のご案内

<黒い>支出がいつこうにやまない政務活動費。もう、どこから突っ込むか迷うくらいです。①「意見交換会参加費」（ご当地香川県で横行中）、②諸々の「黒い支出」（各地からご報告を）、③「政活費は役に立っているか」、④HP 公開とデータ交付、の4つの角度から意見交換します。

1 意見交換会参加費

「意見交換会」に「参加するための」現金（香川県議会は H25 年度に年間 2400 件・1700 万円）や「手土産購入費」。

5 議会（四国 4 県＋三重）アンケートの結果や他地域の報告も加えて。

2 その他の「黒い政活費」

i 政党への流出（「調査委託費」と「会派会費」）

各地で相当額が政党に流れています。①県連への「調査委託料」か、②会派会費経由か。「仕送り」と言うべきか、「上納金」と呼ぶべきか。

ii 不透明化テクニック

領収書 1 枚では「見えない」支出。会派会費、（政党への）調査委託費、「高い議連会費」など。

iii 領収書の偽造・変造——全国で続発する<野々村もどき>

iv その他「許されないはず」の支出（地球一周半分のガソリン代、選挙資金分配、生バンドつき県政報告会、等々）

3 政務活動費は<役に立っているか>？

i 「議会の審議能力の向上」に役立っているか？

ii 現実の機能＝議員の日常活動のランニングコスト （議員アンケートの<本音回答>の紹介を含めて）

iii 「議員のルーティン」の本質は？ 「勉強になる可能性」があれば許されるのか？

4 「適正化」のための HP 公開とデータ交付

議員さんにとっては使い切るのが得。意識は「自由で当然」。「誰もチェックしない」と思うから「黒い支出」が減らず、市民がチェックするしかない。

だからチェックしやすい制度がほしい。それには、

ア 領収書・資料を HP 公開させること、

イ すぐには無理ならせめて領収書を PDF データで開示させること。

それを全国で実現するには、どうすれば良いか？

説明責任分科会 「説明責任は果たされているか」

はじめに 行財政の説明責任

国民と市民に対し、行財政の負担を「強制」する政府・公共団体は、その公共性と有効性、効率性、経済性（3E）についての説明責任があります。公共団体のもつ施設、モノ、カネ、人が市民にとって公平かつ必要で、コスト維持も含む合理性のあることについて、高度な説明責任があります。これからの計画はもとより、現在の公共施設・サービスでさえ、過去、現在と未来への説明責任があります。その計画において求められる説明責任とは何でしょうか。原発が全く説明責任を果たしていなかったことは、福島原発事故からも明らかです。

また、かつてJR東海の完全自力事業として独走していたリニア中央新幹線は、多大な環境被害を招く恐れがあるにもかかわらず、その適法について3Eを含むアセスさえ欠いたまま、政府は3兆円を貸し付けることを決めました。JR東海への国民1人あたり約3万円もの貸付は、景気浮揚策としてこのまま採用されてよいのでしょうか。

ギャンブルは、刑法上禁じられる行為です。政府があえてこのような行為をする「公共性」は、収益で公益事業をするからとされています。ギャンブルを娯楽サービスとうそぶく説明もありますが、公営ギャンブル場や場外券売場に子供を連れて家族で娯楽として訪ねることは皆無でしょう。カジノ場を公共施設とすることも全く説明できるものではありません。

今回の分科会は、行政計画・許認可の「説明責任」から計画の実施、そして今ある事業の存続の「説明責任」について話し合います。

司 会		吉田 哲也
第1報告	計画の行財政上の説明責任について	石川 千晶
第2報告	「リニア中央新幹線」と説明責任	大川 隆司
第3報告	公営ギャンブルの存在意義の喪失	井上 善雄

以上の他、東京五輪、大型開発からIRリゾートまで様々な計画を進める政府・自治体が、説明責任を果たさずに、結果責任を市民に押し付けている問題について討議します。

皆様の御参加、お待ちしております！！

町内会分科会～町内会を考える。宣伝

80%

これは、全国民の自治会・町内会への加入率を表した数字です。

自治会・町内会に対する住民の関与は様々ですが、実に国民の8割以上、単純に計算すれば一億人近い人々が名目であれ自治会・町内会に参加しているということになります。

戦前、戦争協力の動員に利用されたことから、GHQに半封建半官組織として廃止されたにもかかわらず、占領の終結とともに自治会・町内会は復活し現在に至っています。

もともと、自治会・町内会自体は、法律上明確な地位を与えられているわけではなく、地方自治法上の特別な規定を利用する場合を除いて、いわゆる任意団体であり、法人格すら持っていません。

そのような団体が、日本全体を見れば、実は日本の地方自治の陰の主役を担っているということになります。これはあまり意識されていないことですが、この事実がわたしたちの議論の出発点になると思います。

言い換えると、自治会・町内会の問題、その不正や腐敗が日本の民主主義全体の質に直結していると言えます。

しかしながら、自治会・町内会問題は、その重要性に比して、学者・研究者によっても十分に議論されてきたとは言えません。

冒頭に挙げた数字からうかがわれる影響力にもかかわらず、自治会・町内会は、巨大なブラックボックスとなっているのです。

自治会・町内会は、果たして住民を代表していると胸をはって言えるほど、民主的に運営されているのか、自治会・町内会の会計は適正になされているのだろうか、行政の御用機関になっていないか、一部の理事者らの利権と化してないか、そもそも自治会・町内会は必要なのか、全国の市民オンブズマンの各地報告においても、ちらほら取りあげられ、議論されていたことですが、この巨大なブラックボックスは、今まで全国大会で統一的なテーマとして取りあげられることはありませんでした。

今回、全国市民オンブズマン大会において、はじめの試みとして、自治会・町内会問題を取りあげます。そこで、自治会・町内会とは何だろう？という議論からはじまって各地の問題、問題意識をもちよって議論することで、自治会・町内会に対する理解と、この問題に関心のある市民の間での交流を深めていきたいと考えています。

以上

分科会「もっと知ろう！情報公開審査会」の御案内

全体会での講演もされる、元内閣府情報公開・個人情報保護審査会常勤委員の森田明弁護士を招いて、次のようなテーマで行います。

- ① 国の情報公開・個人情報保護審査会の仕組み、考え方を知る。
- ② どのような場面で審査会による救済が期待できるかを知る。
- ③ 開示を求める上で「使える」答申を知る。

森田弁護士からは、国の審査会の組織、活動状況について全体会での講演をさらに掘り下げて報告します。

その上で、次のような論点について参考になる答申を紹介していただきます。

・文書の特定

25 行情 83 特定アイドルグループを「平成24年度個人向け復興応援国債」に起用した経緯が分かる文書の一部開示決定に関する件（文書の特定） など

・行政文書該当性

20 行情 239 入国・在留審査実務の手引の不開示決定に関する件 など

・存否応答拒否

25 行情 359 特定地番の契約書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件 など

・法5条1号ただし書イ「公表予定」

20 行情 60 「社会保険労務士試験委員の選任に関する届出について」 など

・2号「正当な利益」なしとして開示など

24 行情 222 特定法人にかかる法人税確定申告書に添付された勘定科目内訳明細書のうち貸付金及び受取利息の内訳明細書の不開示決定に関する件

25 行情 88 特定調査研究に係る総合評価方式による一般競争入札における「技術審査 評価(案)」等の一部開示決定に関する件 など

・付言

なお、審査会の実情について質問があれば（守秘義務により答えられないことはありますが）できるだけ率直にお答えいただけるそうですので、答申の詳しい説明よりも、積極的に質疑を出して頂き、参加者とやり取りすることを主眼にしたいと考えています。

原発とカネ分科会

原発の問題を論じるとき、地震等による過酷事故の可能性という技術的な観点や、未来の世代に放射性廃棄物という負の遺産を残したり被ばく労働を強いたりするという倫理的な観点の他に、原発立地をめぐる税金の流れが立地自治体の財政を歪めたり、利権構造が温存されたりしているという現状を明らかにした上で、それが本当に私たちにとって望ましいエネルギー政策なのか、という視点からの議論も重要です。伊方原発を抱える四国での全国大会開催にあたって、こうした視点から原発問題を考えてみよう、この分科会を企画しました。

当分科会では、井上博夫・岩手大学名誉教授による「原発と自治体財政、地域経済」の報告の他、いわば電力会社に対するオンブズマン活動とも言える、「未来を考える脱原発四電株主会」の活動報告（同会共同代表・小西公彦氏）を行います。

なお、調査をするにあたって大きな壁になったのは、伊方原発の立地自治体である伊方町の情報公開条例が、「何人も」公開請求できる規定になっていないことでした。全国市民オンブズマン連絡会議としてもこれまで情報公開条例の「何人も」規定を求める活動を続けてきたところですが、改めてこの規定の重要性を再認識するものです。